

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 委員長挨拶

「今朝は積雪もあり、交通事故の発生等が多く対応が大変だったのではないかと思います。午前中、島根県被害者サポートセンターを視察して大変勉強になった。また、ガイダンスカウンセラーの職員との座談会もあり、被害者支援は大変な業務であることが良く理解できた。」旨の発言があった。

2 議題

警察本部

(1) 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

「社会状況の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行う必要がある。改正の1つ目は、犯罪鑑識手当の支給要件からステレオカメラの図化作業を削除する。2つ目は、死体取扱手当の額を改定するものである。その内容は、解剖の補助作業又は立会いの作業について支給対象者は職員であり、軽度の死体の取扱いは、改正前は2,500円、改正後は3,200円とする。検視、検証実況見分のための死体取扱作業について支給対象者は検視官であり、軽度の死体の取扱いは、改正前は2,500円、改正後は3,200円とする。3つ目は、手当額の特例、いわゆる呼出手当に死体取扱手当にかかる作業を追加する。支給要件は、正規の勤務時間以外の時間において、突発的に発生した作業に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事する場合でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間であるときに、勤務1回につき1,240円加算するものである。県議会上程は、令和6年2月定例県議会、施行期日は令和6年4月1日とするものである」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員

[意見] 「職員の士気に関わることである。財政状況が厳しい中だが、精査の上、財政当局と折衝してほしい。」

委員

[意見] 「然るべき時期に然るべき額にすべきである。」

委員

[意見] 「厳しい仕事の割にこの手当額で驚いた。ぜひ、案の額となるようにしてほしい。」

警察本部

(2) 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（案）

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び地方公共団

体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。改正の1つ目は、銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料について、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定であり、改正前は1講習につき12,700円であったが、改正後は1講習につき14,000円とする。2つ目は、警備業法関係手数料について、警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止、その他規定の整理である。3つ目は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料について、自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止、4つ目は、探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料について、探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止である。施行期日は令和6年4月1日とするものである。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員 [意見]「必要な改定であり、異議はない。これで良い。」
委員 [意見]「この案のとおりで良い。」
委員 [意見]「この案のとおりで良い。」

(3) 公安委員会宛て苦情の申出

警察本部 公安委員会宛て苦情の申出について説明があり、原案のとおり決定した。

(4) 風俗営業者に対する風俗営業許可の取消処分に係る裁決（案）

警察本部 風俗営業者に対する風俗営業許可の取消処分に係る裁決（案）について説明があり、原案のとおり決定した。

(5) 島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）

警察本部 「平成23年4月に島根県暴力団排除条例が施行され、社会全体による暴力団排除意識が定着してきた中、暴力団員は社会情勢に応じて犯罪や資金獲得活動を変化させていることから、暴力団に関する規制を強化するため、所要の改正を行う必要がある。改正内容の1つ目は、青少年の健全な育成を図るための措置として、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、暴力団事務所の開設及び運営の禁止である。具体的には、保護対象施設に都市公園法に規定する「都市公園」を追加し、都市計画法に規定される用途地域において、暴力団事務所の開設・運営を禁止する規定を新設するものである。2つ目は、暴力団排除特別強化地域についてであり、松江市及び出雲市の繁華街等において新たに、暴力団排除特別強化地域の指定を行うものである。また、暴力団排除特別強化地域内の風俗営業及び飲食店営業等において、新たに特定営業者の指定を行う。禁止行為として、特定営業者が暴力団員等から、用心棒の役務の提供を受ける行為又は暴力団員等に対

し、用心棒料等を供与する行為を禁止、暴力団が特定営業者に対し、用心棒の役務を提供する行為又は特定営業者から、用心棒料等を受ける行為を禁止するものについて新設した。義務違反者に対する措置等については、青少年の暴力団事務所への立ち入らせ及び用途地域における暴力団事務所の開設等が疑われる場合に立入検査等ができる規定を新設し、青少年の暴力団事務所への立ち入らせ禁止違反に中止及び再発防止命令並びに用途地域における暴力団事務所の開設禁止違反に中止命令を新設するものである。罰則については、暴力団事務所の開設禁止違反、暴力団排除特別強化地域における禁止行為、中止命令違反については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。青少年の暴力団事務所立ち入らせに係る中止命令・再発防止命令違反については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を新設する。同じく新設として、公安委員会による立入検査拒否については、20万円以下の罰金とし、その他規定の整備を行った。議会提案時期は、令和6年2月議会、施行期日は、令和6年7月1日とするものである。」旨の報告があった。

- 委員 [意見]「中国5県の状況と照らしても非常に先進的な内容であり、県民も安全・安心に向かえらと思う。これで進めてほしい。」
- 委員 [意見]「これで進めてほしい。また、改正後には県民にしっかりと周知してもらうことで、暴力団に対する予防線にもつながる。」
- 委員 [意見]「青少年を守るための規定、暴力団の活動地域を狭める規定、飲食店等が申し出やすくなる規定等が盛り込まれているので、改正後の周知をしっかりと行ってほしい。」

3 報告

(1) 令和5年度留置施設実地監査の実施結果

警察本部 令和5年度留置施設実地監査の実施結果について報告があった。

(2) 犯罪被害者週間における取組

警察本部 「犯罪被害者週間に合わせた広報活動を11月25日から12月1日までの間実施した。目的は、犯罪被害者が置かれている状況や犯罪被害者の名誉又は生活の平穩に向けた被害者支援の重要性について国民の理解を深めるよう、集中的に広報啓発事業を実施するためである。広報啓発活動は、11月25日及び11月26日にイオン松江店において、犯罪被害者メッセージ及び被害者支援パネル展示、チラシ等配布活動、11月25日には島根県警察音楽隊演奏、11月26日には藝友会による藝演奏及び藝体験を実施した。効果的な

広報媒体の作成及び活用として、広報チラシ「安心してください。あなたは一人ではありません。」の作成、犯罪被害者週間広報用ポケットティッシュの作成及び警察ホームページ、フェイスブック、生活情報誌等の様々な媒体を活用した広報を実施した。各警察署施策として、チラシ配布、パネル展示等の街頭キャンペーン、各地区被害者支援ネットワーク総会の開催、ケーブルテレビ、新聞等を活用した広報啓発活動を実施した。」旨の報告があった。

委員 [意見]「こうした取組が大事である。11月3日の被害者支援講演会では聴講者が少なかったと聞くが、犯罪被害者週間に合わせて、関係機関と連携することでより多くの県民へ周知してほしい。」

委員 [意見]「被害者サポートセンターと連携し、互いに足りない部分を補完していくことで被害者が求める支援が行える。広報啓発についても各機関が連携して行えるうように進めてほしい。」

委員 [意見]「活動は多くのボランティアに支えられており、ありがたいと思う。広報の仕方については、誰が対象者になるのかを意識して、分かりやすく伝える必要がある。」

(3) 令和6年度組織体制の整備方針

警察本部 令和6年度組織体制の整備方針について報告があった。

(4) 苦情の取扱状況（令和5年11月）

警察本部 苦情の取扱状況（令和5年11月）について報告があった。

(5) 年末年始における交通円滑化対策

警察本部 「年末年始は、行楽、帰省等のため車両の交通量が増加し、特定の地域、路線に集中することで、交通渋滞の発生が予想されることから、この時期における交通円滑化対策を講じるものである。交通円滑化対策として、青色表示時間の調整、夜間の点滅運用信号機の定周期運用等を実施、交通情報の収集と提供として、警察官、車両感知器、交通流監視カメラ等により、交通情報を交通管制センターに集約、交通情報の提供として、交通情報板、日本道路交通情報センターによる交通情報の提供、交通規制図、交通規制案内図を警察署、タクシー・レンタカー会社、宿泊施設等に配布した。12月31日から1月3日の初詣に伴う主な交通規制計画は、出雲警察署管内の出雲大社周辺の交通規制、津和野警察署管内の太鼓谷稲成神社周辺の交通規制を実施する。」旨の報告があった。

委員 [意見]「寒い中での勤務で、署員の皆さんには敬意を表する。楽しみにして来られる方が笑顔でお帰りいただけるよう安全でスム

員 [意見]「コロナ明けで多くの人出が予想される。警備に当たられる
委員 [意見]「出雲大社等多くの人出が予想され、警備に当たられる人も
たくさんおられるのでよろしく願います。」

4 連絡事項

JAFによる信号機のない横断歩道における実態調査

警察本部 「JAFによる信号機のない横断歩道における実態調査が2019年
から毎年行われている。2019年当時は、停止率が1割に満たない県
が12県あった。その結果、全国平均が17.1%であったが、本年は
45.1%と高い割合となり、2019年と比べると2.6倍になった。その
他、JAFは、色々な調査を行っており、2016年には交通マナー意
識調査を行っており、島根県は全国1位であった。2022年には一般
道シートベルト着用率の調査を行い、後部同乗者については、41.6
%と、運転者に比べると高くない状況である。また、各都道府県警
察が調査をした自転車ヘルメットの着用率は、島根県は11.3%であ
り、全国で17位であった。引き続き、街頭活動や交通安全教室を通
じて、ヘルメット着用の周知を図っていく。また、県内にはレンタ
サイクルショップが30店舗あり、ヘルメットの着用について警察か
ら働きかけを行っている。」旨の報告があった。

5 本部長総括

本部長 「本日午前中、駐在所襲撃対処訓練を視察した。様々な想定を考
え、実際の場面に即して実施したが、訓練と分かっているにもかかわらず、危険
と感じる場面もあり、こうした訓練を継続して実施していく必要が
あると感じた。また公安委員の皆様にも御視察いただきたい。」旨
の発言があった。